

事 務 連 絡
2023 年 7 月 18 日

関 係 各 位

一般社団法人室苦植物検疫協会

輸入植物検疫制度の見直し（第 9 次改正）について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記の件につきまして、当会取り扱い実績貨物に対する改正点及び適用開始日について、横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所より情報を得ましたのでお知らせ致します。詳細は別添及び植物防疫所ホームページ内、植物防疫法施行規則（別添下部記載 URL）にてご確認ください。

敬具

■実績のある植物と改正点

・中国産しょうが

改正内容：植物防疫法施行規則別表1の2の7から別表2の2の12へ、別表1の2の8から別表2の2の13へ移動。

植物検疫証明書への追記例：Fulfills item 12 and item 13 of the Annexed table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

・中国産キャベツ

改正内容：植物防疫法施行規則別表2の2の7から別表2の2の2へ移動。

植物検疫証明書への追記例：Fulfills item 2 of the Annexed table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

・アメリカ合衆国産ニレ属原木

改正内容：植物防疫法施行規則別表2の2の13から別表1の2の3へ移動。

植物検疫証明書への追記例：Fulfills item 3 of the Annexed table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

・アメリカ合衆国産栽培用トウモロコシ種子

改正内容：植物防疫法施行規則別表2の2の43から別表2の2の40へ、別表1の2の21から別表2の2の39へ移動。(別表2の2の34は変更なし。)

植物検疫証明書への追記例：Fulfills item 34 and item 39 and item 40 of the Annexed table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

・中古農業機械

改正内容：植物防疫法施行規則別表1の2の25から別表1の2の15へ移動。

植物検疫証明書への追記例：Fulfills item 15 of the Annexed table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

■適用開始日

・令和5年8月1日以降に輸入されたものから適用。但し輸出国の植物検疫証明書発行日が令和5年7月31日以前の場合は、改正前の内容でも受付可能。なお、令和5年7月31日以前に輸入された植物に、改正後の内容の証明書が添付されていた場合も受付可能。

植物防疫法施行規則 URL

https://www.maff.go.jp/ppsj/law/houki/shorei/shorei_12.html#12